酒々井町ごみ集積所設置基準

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　制　定　平成３１年３月２９日

この設置基準は、町民がごみと資源物を家庭から排出する際の利便性を確保するとともに、収集作業の効率性及び安全性を確保するため、ごみ集積所の設置に関し、必要事項を定めることにより、町民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

Ⅰ 設置場所について

１ 共通事項

（１）ごみ集積所は、当該計画区域内で、設置位置及び開口部が道路に面し、近隣住民と紛争のない場所に設置すること。また、開発行為に伴う一戸建て住宅の建築及び共同住宅の建築の場合は、担当課と事前協議し、街並み景観を損なわないよう配慮すること。

　（２）交通事故を防止し、安全に収集作業を行うための条件

・道路交通法第４４条に規定されている駐停車禁止区域でないこと。

・原則として勾配がなく、交通量、車の出入りが多い場所でないこと。

・収集車が進入のために必要な条件として、幅員３メートル以上、高さ３メート

ル以上、長さ７メートル以上、最少回転半径６メートル未満であること。

・収集車の通り抜けが出来る場所であるか、または旋回できる場所が確保されて

いる場所であること。

　　・上記の条件を満たさない場合で町が支障ないと判断した場所であること。

　（３）概ね１５～２０世帯に１箇所とすること。（共同住宅を除く）

２ 面積・構造等

２－１　一戸建て住宅の建築の場合

　　（１）ごみ集積所の必要有効面積は、原則として５平方メートルとすること。

　　（２）１５戸未満の場合は、１戸あたり０．２５平方メートルを基準とするが、

　　　　最低基準として２平方メートル（間口２メートル 奥行き１メートル）を

確保すること。

（３）ごみ集積所の構造は、コの字型で開口面を除き三方をコンクリートブロッ

ク等の堅固な素材で囲い、高さは、０．６メートル以上とすること。ただし、

建築物がごみ集積所に接する場合は、１．２メートル以上とすること。

　 　また、床面は平滑なコンクリート仕上げを行い、概ね１パーセント程度の

水勾配とすること。

　　（４）本設置基準の制定前に認定されている集積所にあっては、上記の適用から除外する。

（５）開発行為に伴う一戸建て住宅の建築の場合は、事前に構造を協議することで　上記の（１）～（３）について適用を除外することができる。

２－２ 共同住宅等（共同住宅、長屋またはワンルーム形式集合建築物）の場合

　　（１）ごみ集積所の必要有効面積は、１戸あたり０．２５平方メートルを基準とする。面積確保が困難である場合は、計画戸数のごみ袋を収容できる容量（計画戸数×３０リットル）相当のダストボックスが設置できることを条件とする。

Ⅱ 手続・管理体制について

１ 共通事項

（１）場所の選定

集積場所の新設、移動、分散にあたっては、集積場所の利用者の話し合いにより、

居住している範囲内に場所を選定すること。ただし、開発行為による一戸建て住宅

の建築の場合及び共同住宅等の場合を除く。

（２）近隣住民との調整

ごみの排出については、近隣住民とのトラブルがないよう十分に協議、調整する

こと。

（３）事前協議

集積場所の設置、移動、廃止等にあたっては、経済環境課と事前協議を行う

こと。

（４）収集依頼

集積場所の設置、移動、廃止等については、収集開始または、廃止を希望する

日の１週間前までに「ごみ集積場所（新設・移動・廃止）申請書」（別紙）を

経済環境課に提出すること。

（５）私有地通行

集積場所までの進入路が私道である場合は、地権者の同意を得ること。

（６）管理体制

ア 利用者等が、必要に応じて、カラス等の小動物によるごみの飛散を防止するた

め、ネット等の対策を講じること。

イ 清掃やネット、ごみボックス等及び構造物の維持管理については、集積場所の

利用者で行うこと。

ウ 共同住宅等におけるごみ集積所は、管理者が維持管理することとし、入居者

に対してごみの正しい出し方を指導すること。

エ 開発行為により設置したごみ集積所については、計画区画内使用者である

　住民が円滑に管理できると認められる区画数の入居又は地元自治会が発足する

までは、開発事業者により管理すること。

計画区画内使用者である住民へ管理を譲渡する場合は、設置者の責任に

おいて適正な管理方法について周知徹底したうえで、管理を譲渡すること。

Ⅲ その他

　　この基準は、酒々井町廃棄物及び清掃に関する条例又は町の施策等により変更

することができる。定めのない事項については、経済環境課と協議のうえ定める。

別紙

ごみ集積所　　　申請書

設 置

移 動

廃 止

令和　　年　　月　　日

酒々井町長　　　　　　宛

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者 | 住所 |
| 名称 |
| 氏名　　　　　　　　　　　　　 |
| 電話 　　　　　（　　　） |

　このことについて、当地区内、自治会内のごみ集積所を下記のとおり

設置・移動・廃止 いたしたく申請します。

記

1 申請場所　　　酒々井町

2 集積所種別　　　ダストボックス（ 密閉型・メッシュ型 ）

 　指定地の直置き　　指定地に棚置き　　ブロック塀囲い型

3 理　　由

|  |  |
| --- | --- |
| 決　　裁　　欄 | 受　　付　　欄 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |
| 処置状況 | 1 入　居　予　定　日　　　　　　　令和　　年　　月　　日2 収集開始予定日　　　　　　　令和　　年　　月　　日3 収集業者連絡日　　　　　　　令和　　年　　月　　日4 その他　　　　　　　令和　　年　　月　　日 |